

## 令和 3 年 第 7 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 7 月 5 日 (月) 午前 9 時 02 分～ 9 時 56 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員 (1 人)

14 番 香月幸雄 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(4) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (7 号) の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) あっせん申し出の取下げについて

業務連絡事項

(1) 第 8 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) しろいし農業塾生・トレーニングファーム研修生の就農状況について

(3) 農地パトロールの日程について

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

久原正好

課長補佐兼農地農政係長 西村博幸

農地農政係長  
農地農政係

永石智子  
香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、14番香月幸雄委員から欠席の届出があっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、23番、香月伸幸委員、24番、溝上博信委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第122号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第122号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第122号。権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地は、大字牛屋字八田搦〇〇番、田1,272㎡、同じく〇〇番、畑104㎡、大字牛屋字二本松〇〇番、田235㎡、同じく〇〇番、畑150㎡、計1,761㎡です。

譲渡人は、長崎県長崎市小江原〇丁目〇番〇号（長崎県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（新盛）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、田4,832㎡、畑343㎡、計5,175㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。

10aあたり対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請農地については、遠方に居住する親類の農地で、以前から譲受人が米・麦・大豆を中心に耕作をされており、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されていますので、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 122 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 122 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 123 号＝

議長 続きまして、議案番号第 123 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 123 号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字辺田字五本松〇〇番、田 1,865 m<sup>2</sup>、大字辺田字四本松〇〇番、同じく〇〇番、田 5,292 m<sup>2</sup>、大字辺田字三本松〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、田 1,140 m<sup>2</sup>、大字田野上字三本柳〇〇番、同じく〇〇番、田 8,129 m<sup>2</sup>、大字田野上字三本松〇〇番、同じく〇〇番、田 6,744 m<sup>2</sup>、大字田野上字六本松〇〇番、田 4,679 m<sup>2</sup>、大字新開〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、畑 10,043 m<sup>2</sup>、計 37,892 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字田野上〇〇番地（下田野上）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字田野上〇〇番地（下田野上）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、田 122,722 m<sup>2</sup>、畑 10,043 m<sup>2</sup>、計 132,765 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 3 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 123 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 123 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 124 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 124 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 124 号。

申請農地は、大字遠江字三本松〇〇番、畑 437 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字遠江〇〇番地（太原上）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、従業員駐車場、農業用資材置場、農業用倉庫の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 124 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 124 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 125 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 125 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 125 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福田字秀松〇〇番、畑 86 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 19 m<sup>2</sup>、計 105 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、静岡県藤枝市清里〇丁目〇番地の〇（静岡県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 125 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 125 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 126 号 =

議長 続きまして、4. 議案番号第 126 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (7 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第126号の、令和3年白石町農用地利用集積計画 (7号) の承認決定についてご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに12件、4ページから9ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が66件、合わせて78件の計画が提出されています。

賃借権設定が74件、使用貸借権設定が4件となっております。そのうち新規が46件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが12件で、再設定は32件でした。

今回の利用権の総面積は339,255㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが10件、農業法人によるもの2件、農地中間管理機構によるものが66件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は17件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして 80件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 126 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 126 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづいて、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。議案番号第 126 号の「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」6 ページ、整理番号 31 番、借り手、〇〇氏につきましては、〇番、〇〇委員のご子息となりますので、この案件につきまして、〇〇委員は発言を控えるようにお願いします。

それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 126 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 126 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 127 号 ～ 議案番号第 129 号 =

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 127 号から議案番号第 129 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 127 号から議案番号第 129 号についてご説明いたします。

農地の売渡し希望でございます。議案番号第 127 号。

申出農地は、大字福富字南廿治〇〇番、田 1,975 m<sup>2</sup>でございます。



あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（中区）〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 128 号。

申出農地は、大字田野上字一本松〇〇番、田 2,508 m<sup>2</sup>でございます。  
あっせん申出者は、兵庫県神戸市北区筑紫が丘〇丁目〇番地の〇（兵庫県）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、8 ページをご覧ください。

議案番号第 129 号。

申出農地は、大字牛屋字柳籠〇〇番、田 2,014 m<sup>2</sup>、大字牛屋字東松〇〇番、田 817 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 630 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 138 m<sup>2</sup>、大字戸ケ里字二本松〇〇番、田 250 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,414 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 5,215 m<sup>2</sup>、計 10,478 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、兵庫県伊丹市美鈴町〇丁目〇番地の〇（兵庫県）〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 127 号から議案番号第 129 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 127 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 128 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 129 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 127 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。  
議案番号第 128 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。  
議案番号第 129 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。  
それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いておりますので確認します。

議案番号第 127 号は○○。議案番号第 128 号は○○。議案番号第 129 号は○○  
といたしております。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取り下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- 1 第 8 回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 しろいし農業塾生・トレーニングファーム研修生の就農状況について
- 3 農地パトロールの日程について
- 4 農業委員会だより (第 24 号) の発行について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 56 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員